

取引所外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

旧	新 (改定事項)
(4) ロスカットの取扱い	(4) ロスカットの取扱い
(追加)	<p>有効証拠金の金額が「ロスカット値」に近づいた場合、「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前に自動ロスカットが執行されることがあります。また、通信状況等によっては「ロスカットアラートメール」の送受信が遅延する場合があります。ロスカットアラートメールの詳細は「3-2. 取引所為替証拠金取引に関する主要な用語」ロスカットアラートメールをご参照下さい。</p>
3-2. 取引所為替証拠金取引に関する主要な用語	3-2. 取引所為替証拠金取引に関する主要な用語
(追加)	<p><b>ロスカットアラートメール</b></p> <p>取引口座の実効レバレッジ(総取引金額÷有効証拠金)が20倍以上になった場合、ロスカットの水準に近い状態となるため、注意喚起の観点から「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前にロスカットが執行されることがあります。さらに、通信状況等によっては「ロスカットアラートメール」の送受信が遅延する場合があります。なお、本サービスは、口座を管理するうえでの情報提供を目的としたものであり、投資勧誘、ご入金を目的として提供するものではありません。最終的な投資判断については、ご自身で決定されますようお願いいたします。</p>
	平成30年6月25日改定